

人事労務ニュース

平成20年11月号

ご確認ください『最低賃金』

平成20年7月1日より最低賃金法の一部が改正されました。主な改正をご案内します。

地域別最低賃金の決定

生活保護の施策との整合性を図りながら、地域における労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定められます。

罰則が強化されます

地域別最低賃金を支払わなかった場合の罰金

2万円 → 50万円へ引き上げ

産業別最低賃金が適用される業種においては、最低賃金法の罰則を適用せず、労基法第24条違反（賃金全額払違反）として、上限30万円の罰金が科せられます。



地域別最低賃金 11月現在

愛知県	731円
岐阜県	696円
三重県	701円
東京都	766円
大阪府	748円

上記に関わらず、下記の業種に該当する場合は、下記の産業別最低賃金が適用されます。なお、産業別最低賃金は、都道府県により業種の適用が異なります。

最低賃金の減額特例とは

従来の最低賃金適用除外労働者は、許可申請により最低賃金を下回る金額を支払うことが可能となる最低賃金法の適用除外者として位置づけされてきました。今回の改正では、最低賃金の適用除外規定は廃止され、減額特例が新設されました。つまり、許可申請により減額された賃金は、最低賃金法の適用除外という考えではなく、その対象労働者の最低賃金額という位置づけになります。

これまででは、法律の適用除外となっていたため、減額賃金を支払わない場合であっても、罰則は適用されませんでした。改正により許可された減額賃金を支払わない場合は、最低賃金法の罰則が適用されることとなります。なお、減額特例の対象労働者は次のとおりです。

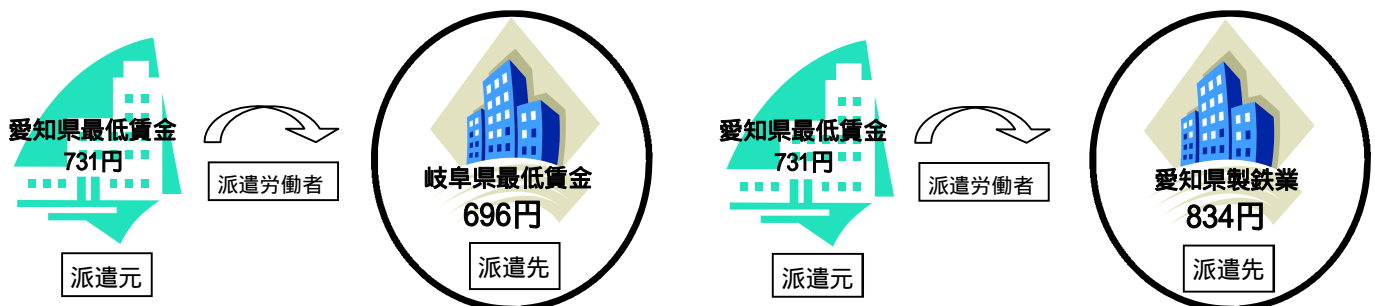
- 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 試の使用期間中の者
- 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者で省令で定める者
- 軽易な業務に従事する者
- 断続的労働に従事する者

愛知県産業別最低賃金

業種	11月現在	12.16～予定
染色整理業	731円	732円
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	834円	848円
一般機械器具製造業	815円	828円
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	779円	792円
輸送用機械器具製造業	820円	833円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	770円	782円
各種商品小売業	770円	779円
自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業	800円	814円

派遣労働者への最低賃金の適用

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている地域別又は産業別最低賃金が適用されることになりました。派遣元事業主は、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。



教えて! Q&A



Q

当社の営業社員の給与は、基本給と歩合給を支給しています。営業社員の基本給は一律10万円で、歩合給は商品種別ごとの売上金額に応じて支給しています。これまでの営業社員の平均給与総額は35万円で最低賃金はクリアしていましたが、今回全く売り上げがない社員が出てしまいました。その営業社員の今月の給与は、基本給10万円のみで問題ないか教えてください。

A

貴社の営業社員のように、歩合給(変動給)の比率が大きい賃金設定の場合は、歩合給の発生しない月については、注意が必要です。

今回のように、基本給の10万円のみで支払いとなる場合には、その基本給を時給換算し、最低賃金を下回っていないか確認する必要があります。

貴社の1日の所定労働時間は8時間で年間所定労働日数は250日ということですので、最低賃金以上か調べる方法は、次のように算出します。

$$(10万円 \times 12ヶ月) \div (250日 \times 8時間) = 600円 < 731円 \text{ (愛知県地域別最低賃金の場合)}$$

従いまして、基本給の10万円のみで支給では、最低賃金を下回ることになりますので、少なくとも、731円×その月の所定労働時間として算出した金額を支給しなければならないことになります。

また、歩合給の支給がある月の最低賃金の調べ方は、次の通りとなります。

(その月の歩合給 ÷ その月の総労働時間) + 600円(基本給時間換算) = X 731円
その月の総労働時間とは、時間外労働時間を含む実労働時間で月の所定労働時間ではありません。
出来高払制の賃金は、その月の総労働時間で除して時間給に換算する点に注意してください。

なお、最低賃金以上かを調べる際には、次の賃金は算入することができません。

臨時に支払われる賃金 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
時間外・休日・深夜労働の割増賃金 精皆勤手当 通勤手当 家族手当

